

中小企業信用保険法第2条第5項第4号に基づく認定について
(セーフティネット保証4号)

i) 認定の要件

- ①山中湖村内において1年間以上継続して事業を行っている中小企業者
- ②令和2年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として1ヶ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれる中小企業者

※指定期間 令和3年3月1日まで

詳しくは、中小企業庁HPでご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_4gou.htm

ii) 添付書類一覧

法 人	個 人
(1)認定申請書 2部 (2)売上高減少が確認できる書類 (月別試算表、売上台帳、その他売上がわかる資料のいずれか) (3)確定申告書(決算報告書写し) (4)商業登記簿謄本の写し (5)許認可証の写し(許認可が必要な業種のみ)	(1)認定申請書 2部 (2)売上高減少が確認できる書類 (月別試算表、売上台帳、その他売上がわかる資料のいずれか) (3)所得申告書及び青色申告決算書または収支内訳書の写し (4)許認可証の写し(許認可が必要な業種のみ)

iii) 問い合わせ・提出先

山中湖村役場 観光産業課 産業振興係

TEL : 0555-62-9978

FAX : 0555-62-3088